

一般社団法人 日本作業療法士協会
倫理問題の処理に関する規程

2009年2月21日

2021年5月22日

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）倫理委員会規程第2条第1項（4）の規定に基づき、会員の関与する倫理問題に対して行う処理に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「倫理問題」とは、次の各号を原因として生じ、本会が把握するところとなった事案をいう。

- (1) 会員の処分の種類に関する規程第3条（1）、（2）、（4）に該当する行為
- (2) 会員が受けた不正・不利益・不快感等を伴う行為
- (3) 会員が第三者として知り得た不正・不利益・不快感等を伴う行為

(倫理委員会)

第3条 本会は、次の各号に定める倫理問題の処理に関する業務を倫理委員会に行わせる。

- (1) 倫理問題の集約と整理
- (2) 個別の倫理問題に対する調査
- (3) 個別の倫理問題に対する処理方針の決定
- (4) 理事会の決定を要しない倫理問題への対応
- (5) 理事会の決定を要する倫理問題の会長への上申

(処理の決定)

第4条 倫理委員会から上申された倫理審査結果は、会長が理事会に諮り、理事会がその処理を決定する。

- 2 会員に対して処分を行う場合、その種類と内容については、会員の処分の種類に関する規程に定める。
- 3 理事会が会員の処分を決定した場合、その処分と種類と理由は当該会員に速やかに通知され、不服申請の機会が与えられなければならない。
- 4 会員の倫理問題事案で、処分には至らない場合であっても、再発防止等の目的から口頭注意等の処理が必要であると認めるときは、その処理方法を会長に上申できるものとする。

(不服申請の手続き)

第5条 処分の対象となった会員が、処分の内容に不服がある場合、通知があった翌日から起算して30日以内に、書面で会長に提出するものとする。

- 2 不服申請が提出された場合、会長は不服申請調査委員会を速やかに設置し、再調査を行わなければならない。

- 3 会長は再調査の結果をもって再度理事会に諮り、理事会は処分を最終決定する。この決定を覆すことはできない。

(処理の執行)

第6条 理事会で決定された処理の執行は、会長がこれを行う。

- 2 理事会が会員の処分を決定した場合、会長はその内容を明記した文書を作成し、当該会員に通知するとともに、可及的速やかに執行するものとする。

(処理の通知)

第7条 理事会で決定された処理の結果と内容については、会長が倫理委員会と当該事案の関係者に通知する。

- 2 理事会で決定された会員の処分の結果と内容、当該会員名について、すべての都道府県作業療法士会に通知する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は、2009年2月21日より施行する。
2. 本規程は、2021年5月22日から一部改定により施行する。